

23生産第4952号
23林政経第229号
制定：平成23年10月31日
一部改正：平成24年3月30日
(施行は平成24年4月1日)

各都道府県農務担当部長殿
各都道府県林産担当部長殿

農林水産省生産局農産部園芸作物課長
林野庁林政部経営課長
林野庁林政部木材産業課長

「きのこ原木及び菌床用培地中の放射性セシウム測定のための検査方法」
の制定について

先般、「きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定について」（平成23年10月6日付け23生産第4743号・23林政経第213号農林水産省生産局農産部園芸作物課長・林野庁林政部経営課長・木材産業課長通知）により、きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値を定めたところです。

これに関連して、今後、きのこ原木及び菌床用培地中の放射性セシウムの当面の指標値への適合性を判断するための検査が的確かつ適正に進められるよう、別添のとおり「きのこ原木及び菌床用培地中の放射性セシウム測定のための検査方法」を定めましたのでお知らせいたします。

つきましては、きのこ生産資材の生産・流通関係者やきのこ生産者に対して適切に御指導いただきますよう、よろしく願いいたします。